

令和3年（ネ）第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1外5名

被控訴人 国

証拠説明書（甲A第869号証）

2023年（令和5年）6月12日

札幌高等裁判所第3民事部3係御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

号証	標目 原本写しの別		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 869	福岡地判令和 5年6月8日 判決	写し	2023年 6月8日	福岡地方裁判所第6民事部（裁判長裁判官上田洋幸、裁判官橋口佳典、同馬渡万紀子）	<p>本件と同様に本件規定の憲法適合性が争われた事件についての福岡地裁の判決の内容。</p> <p>同判決が、本件規定が同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていないことは、個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法24条2項に違反する状態にあると判示したこと。</p> <p>本件と同様に本件規定の憲法適合性が争われた事件において、5つの地裁が、同性カップルの人的結合関係について何らの法的保護・公証が与えられていない現状に合理性を認めることは困難であるとする評価において一致し、うち4つの地裁がその現状が違憲であるとの判断を示し、大阪地裁も将来的に違憲となる可能性があると判示したこと。</p>